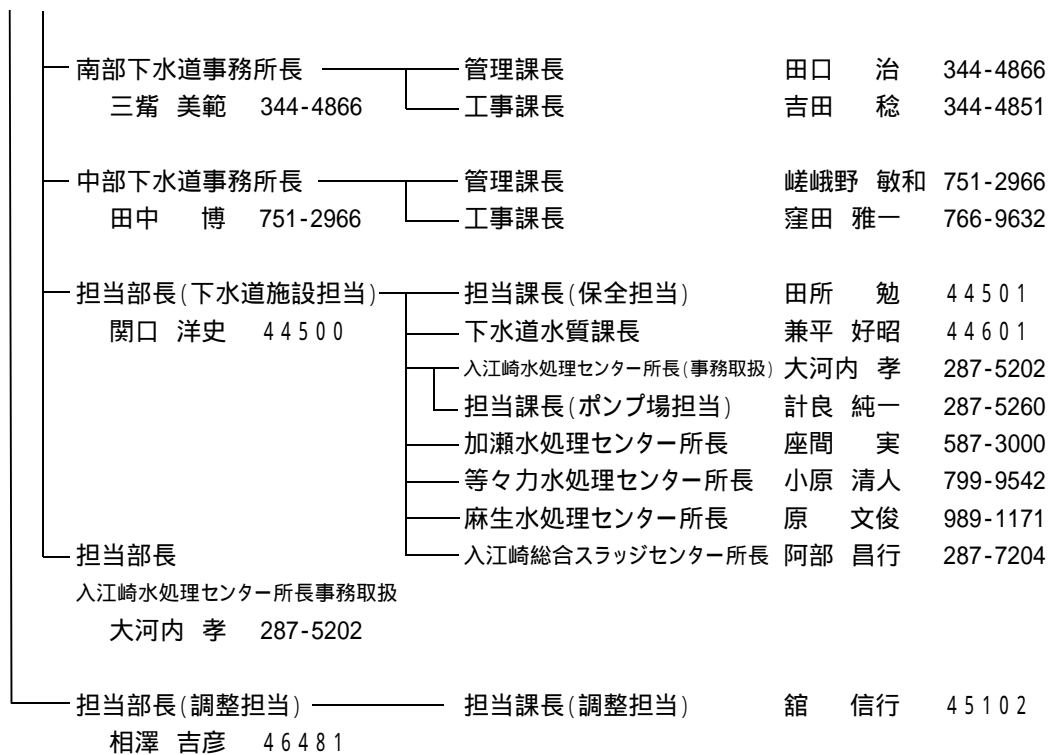


上下水道局管理職職員一覽表(平成26年4月1日現在)

上下水道事業管理者 飛彈 良一 45000	総務部長 鈴木 俊行 45100	庶務課長	竹本 光雄	45101	
		労務課長	山本 昇二	45301	
		情報管理課長	柏木 均	45201	
		管財課長	松永 智文	45501	
		担当課長[資産管理]	秋葉 広一	45502	
	経営管理部長 村岡 真紀 45400	経営企画課長	渡辺 浩一	45401	
		担当課長[国際事業推進]	山梨 雅徳	45402	
		財務課長	坂本 英也	45403	
		担当課長[下水道財務]	佐久間 元	45161	
	サービス推進部長 浅田 明美 46100	サービス推進課長	大畑 達也	46101	
		営業課長	松岡 敏雄	46102	
		担当課長(下水道使用料調査担当)	柴田 栄	46103	
		給水装置センター所長	森下 和彦	544-5433	
		担当課長(北部担当)	八木 毅	951-0303	
		南部営業センター所長	吉原 幸弘	46301	
	担当理事 水道部長事務取扱 五井 正季 46400	水道部長(事務取扱) 五井 正季 46400	水道管理課長	重富 和成	46401
			水道計画課長	澤登 光彦	46432
			経営企画課担当課長[国際事業推進]兼務		
設計課長			岸 俊幸	46501	
工業用水課長			中村 邦明	46403	
担当課長(施設整備担当)			江頭 徹夫	911-8645	
第1配水工事事務所長			鈴木 一	544-3642	
第2配水工事事務所長			井上 朋之	888-3141	
第3配水工事事務所長			田邊 博	945-8277	
水管理センター所長 (水道技術管理者) 亀山 充 900-9710		水道施設管理課長	岡島 三元	900-9710	
		担当課長(施設維持担当)	佐藤 譲	"	
		水道水質課長	森元 俊夫	911-3005	
		担当課長(調査・計画担当)	小森 登	"	
		担当課長(検査・調整担当)	今村 則子	"	
		水運用センター所長	篠田 剛	866-0335	
		長沢浄水場長	河岸 美浩	911-2022	
		生田浄水場長	並木 貴義	944-2131	
担当理事 下水道部長事務取扱 勝又 進 44100	下水道部長(事務取扱) 勝又 進 44100	下水道管理課長	松井 宗一郎	44102	
		下水道計画課長	松川 一貴	44101	
		担当課長[計画調整]	水橋 正典	44103	
		担当課長(技術開発担当)	永橋 尚男	44401	
		経営企画課担当課長[国際事業推進]兼務			
		管路課長	平田 和雄	44201	
		担当課長(維持管理担当)	山岸 和則	44202	
		施設課長	大塚 忠男	44301	
		西部下水道管理事務所長	西 英一	852-5131	
北部下水道管理事務所長	石川 久	954-0208			



川崎市水道事業・工業用水道事業・下水道事業概要

1	川崎の水道の概要	1
2	川崎の工業用水道の概要	2
3	川崎の下水道の概要	3
4	川崎市水道事業の中期計画の概要 (平成26年度～平成28年度)	4
5	川崎市工業用水道事業の中期計画の概要 (平成26年度～平成28年度)	5
6	水道事業及び工業用水道事業の施設整備の進捗状況	6
7	川崎市下水道事業の中期計画の概要 (平成26年度～平成28年度)	7
8	下水道事業の施設整備の進捗状況	8
9	水源水量・給水能力・処理能力・業務状況等	9
<参考>	財政状況	12
	水道料金・下水道使用料等について	15



川崎の水道の概要

川崎の水道は、相模湖や丹沢湖などの水を長沢浄水場や生田浄水場で水道水として浄水処理し、家庭などでお使いいただいています。

川崎市の水道事業は、大正10年に多摩川の表流水を水源として給水を開始して以来、人口の急増や産業活動の進展などによる水需要の増大に対処するため数次の拡張事業を行い、平成18年4月には1日98万9,900m³の給水能力を保有するに至り、安定給水体制を整備してきましたが、施設の拡張を集中的に行ったため、老朽化した水道施設の大規模な更新や耐震性の向上などが重要な課題となっていました。

また、近年の水需要については、人口が年々順調に増加しているものの、家事用では節水型社会構造への変化から横ばい傾向であり、大口使用では産業構造の変化により減少していることから、給水能力と配水量がかい離していました。

これらの課題を解消し、安全で快適に暮らすまちづくりとして「安定給水の確保と安全性の向上」を目指すため、上下水道局では、川崎市水道事業の再構築計画と10ヵ年施設整備計画（平成21～30年度）を策定し、給水能力の見直しを主軸とした浄水場の統廃合、配水池・老朽管の更新などに取り組んでおり、平成24年3月に潮見台浄水場を廃止し、現在、給水能力は、1日81万5,600m³となっており、再構築計画完了後は、1日75万8,200m³となる計画です。

再構築事業による給水能力の変更

年度	企業団受水	長沢浄水場	生田浄水場	潮見台浄水場	合計
H18年度	505,600	217,000	93,000	174,300	995,900
H24～27年度	505,600	217,000	93,000	0	815,600
H28年度	505,600	252,600	0	0	758,200

水道水源

川崎市の水道水源は、相模川水系の河川水と市内多摩区の地下水の自己水源と相模川水系と酒匂川水系を水源とする神奈川県内広域水道企業団(*)からの受水でまかっています。

水源施設

自己水源の一つである相模川水系は、神奈川県が管理している相模ダム、城山ダムからなる相模湖、津久井湖を水源としており、これらの水源は水道水源のほかに工業用水の水源や発電などに利用されています。

また、市内多摩区にある6か所のさく井から地下水をくみ上げて、水道水源として利用しています。

浄水場

河川などから取水した水は、浄水場で安全でおいしい水道水に処理しています。



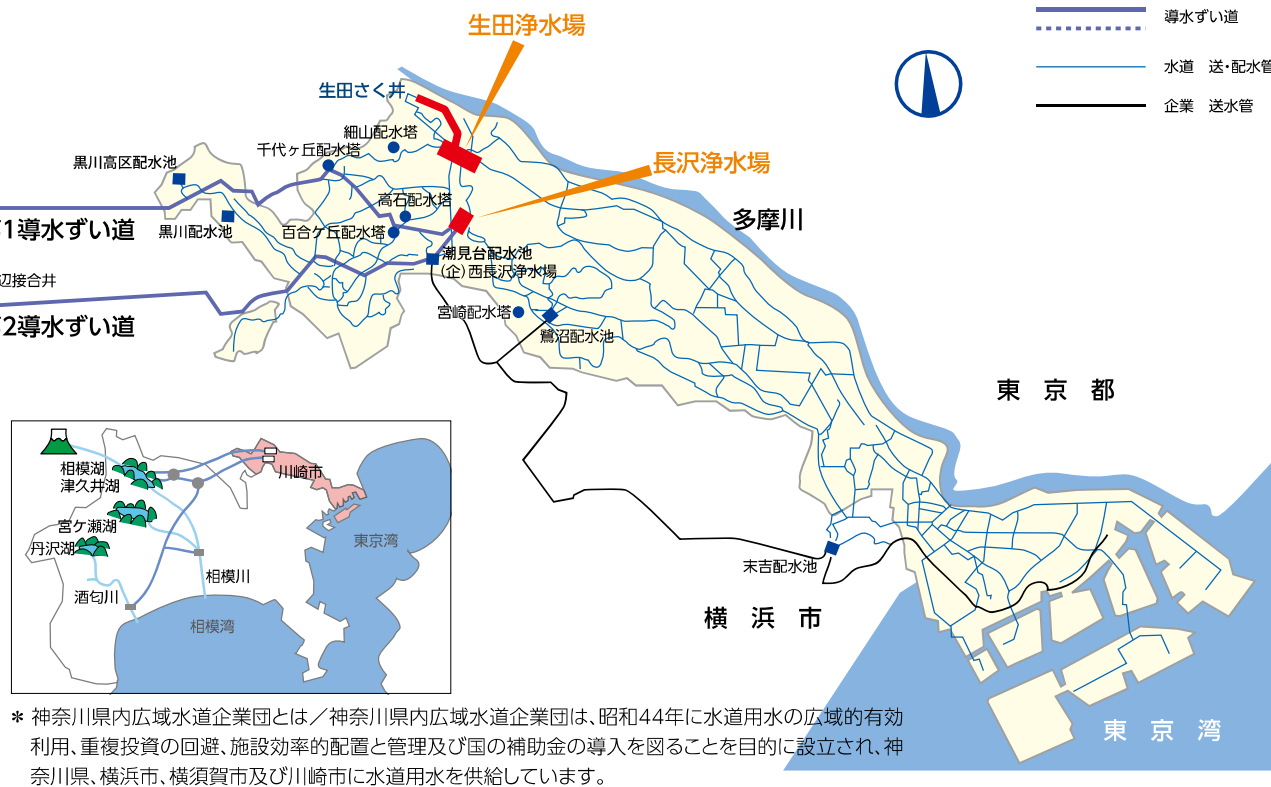
相模ダム
昭和22年に完成しました。相模川河水統制事業の中心的な施設として発電、水道用水、工業用水、農業用水などを目的として建設されました。



城山ダム
昭和40年に完成しました。神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市の共同事業である相模川総合開発事業として発電、水道用水、工業用水などを目的として建設されました。



生田さく井
市内多摩区のさく井(浅井戸)6か所から地下水を汲み上げています。



* 神奈川県内広域水道企業団とは、神奈川県内広域水道企業団は、昭和44年に水道用水の広域的有効利用、重複投資の回避、施設効率的配置と管理及び国の補助金の導入を図ることを目的に設立され、神奈川県、横浜市、横須賀市及び川崎市に水道用水を供給しています。



長沢浄水場
昭和29年6月に通水を開始しました。相模川を水源とし、処理方式は急速ろ過方式、施設能力は24万m³/日です。現在、再構築計画により沈でん池などを建設中です。



生田浄水場
昭和13年5月に通水を開始しました。処理方法は急速ろ過方式、施設能力は10万m³/日です。再構築計画により平成27年度末に廃止する予定です。



鷺沼配水池
昭和42年10月に完成した有効容量約11.2万m³の本市最大の配水池です。また上部を広場、フットサルコート、小学校校庭として利用しています。



末吉配水池
昭和30年10月に完成した有効容量約7.2万m³の横浜市鶴見区に所在する配水池です。



潮見台配水池
再構築計画により平成23年度末に浄水場としての機能を廃止し、配水施設(配水池・送水ポンプなど)となりました。配水池は、昭和46年3月完成、有効容量約2.8万m³。



川崎の工業用水道の概要

川崎の工業用水道は、相模湖や多摩川の水を長沢浄水場や生田浄水場で工業用水として浄水処理し、東京湾臨海部の工場などでお使いいただいています。

川崎市の工業水道事業は、わが国初の公営工業水道事業として昭和12年に給水を開始して以来、産業経済の基盤施設として、産業活動の進展などによる水需要の増大に対処するため数次の拡張事業を行い、昭和41年3月には1日62万6,000m³の給水能力を保有するに至り、安定給水体制を整備してきましたが、施設の拡張を集中的に行ったため、老朽化した工業水道施設の大規模な更新や耐震性の向上などが重要な課題となっていました。

また、近年の水需要については、昭和48年の石油危機以降、産業構造の変化や省資源対策による回収水再利用などにより低迷しており、給水能力と配水量がかい離していました。

これらの課題を解消し、活力にあふれ躍動するまちづくりとして、川崎を支える産業を振興し、「工業用水の安定供給」を目指すため、上下水道局では、川崎市工業水道事業の再構築計画と10年施設整備計画(平成21～30年度)を策定し、給水能力の見直しを主軸とした老朽化施設の更新・耐震化などに取り組んでおり、平成22年4月に給水能力を1日52万m³としました。

工業用水道水源

川崎市の工業用水は、相模川水系と多摩川水系の河川水、市内多摩区の地下水と水道用水を水源としています。

水源施設

相模川水系は、神奈川県が管理している相模ダム、城山ダムからなる相模湖、津久井湖を水源としており、これらの水源は水道や工業用水のほかに発電などに利用されています。多摩川水系は、上河原堰堤から二ヶ領用水に流入した表流水を稲田取水所で取水しています。また、市内多摩区にある6か所のさく井から地下水を汲み上げて、工業用水の水源として利用しています。

浄水場

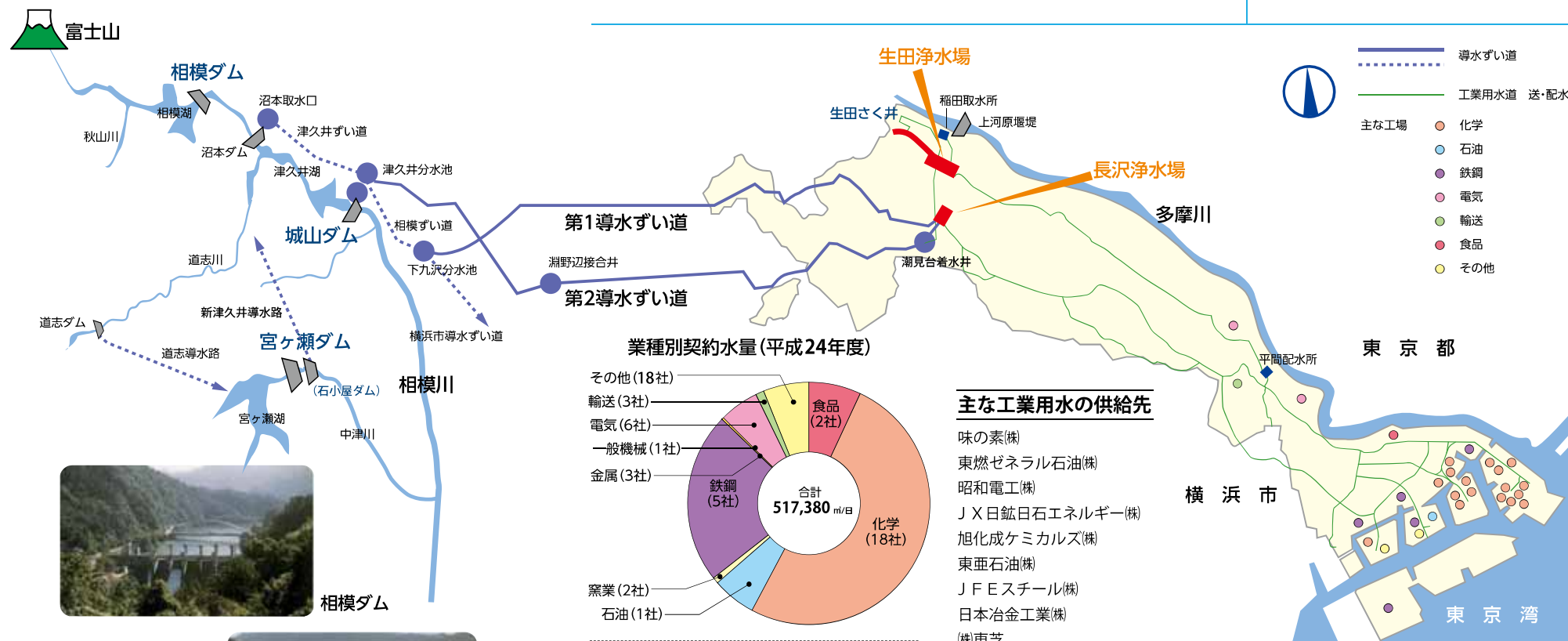
河川などから取水した水は、浄水場で処理し、工業用水をつくっています。市内にある2つの浄水場で1日45万m³の工業用水をつくることのできる施設能力を持っています。

地下水は、工業用水としては処理する必要がなく、また水道用水は塩素が含まれているため、脱塩素処理をしています。

送配水施設

浄水場や平間配水所には、工業用水の一部を貯めて配水量や配水圧力を調整するために調整池があります。平間配水所は水道用水を受水し、配水をコントロールしています。

工業用水は、浄水場から3本の送水管により送られ、送水管の延長は約54kmあります。また、配水管は、工場用水を使用する工場などが多く立地した臨海部を中心に約46km布設されています。



稲田取水所
上河原取水堰堤により二ヶ領用水に分水された多摩川の河川水を稲田取水所で取水しています。



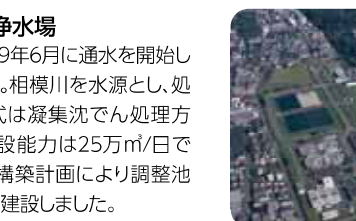
生田さく井
市内多摩区のさく井(浅井戸)6か所から地下水を汲み上げています。



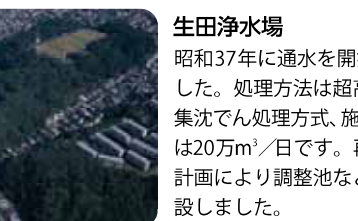
工業用水は、水道水に比べて経済的であり、臨海部の京浜工業地帯の石油化学、鉄鋼などの工場で、冷却用、洗浄用などに使われています。(写真はJFEスチール(株))



長沢調整池
再構築計画により建設し、平成22年度から本格運用を開始しています。



生田調整池
再構築計画により建設し、平成25年度から本格運用を開始しています。



平間配水所
水道用水4万m³/日を受水するとともに、工業用水を使用する工場などが多く立地する臨海部への配水量や配水圧力を調整しています。



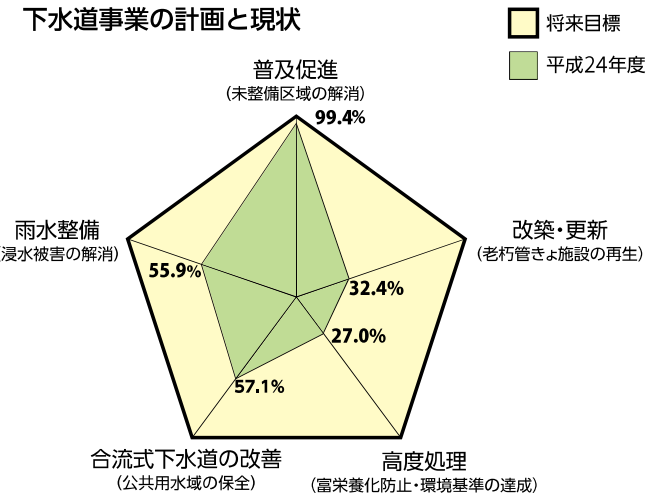
川崎の下水道の概要

川崎の下水道には、安全で快適に暮らすまちづくりとして「快適な暮らしと水環境のしくみを支える良好な下水道環境づくり」に積極的な役割を果たすことが求められています。

川崎市の下水道は、昭和6年に浸水対策事業として建設に着手し、昭和38年からは人口普及率100%達成を重点課題に整備を進めてきました。その結果今日では、ほとんどの市民が下水道を利用できるようになりました。

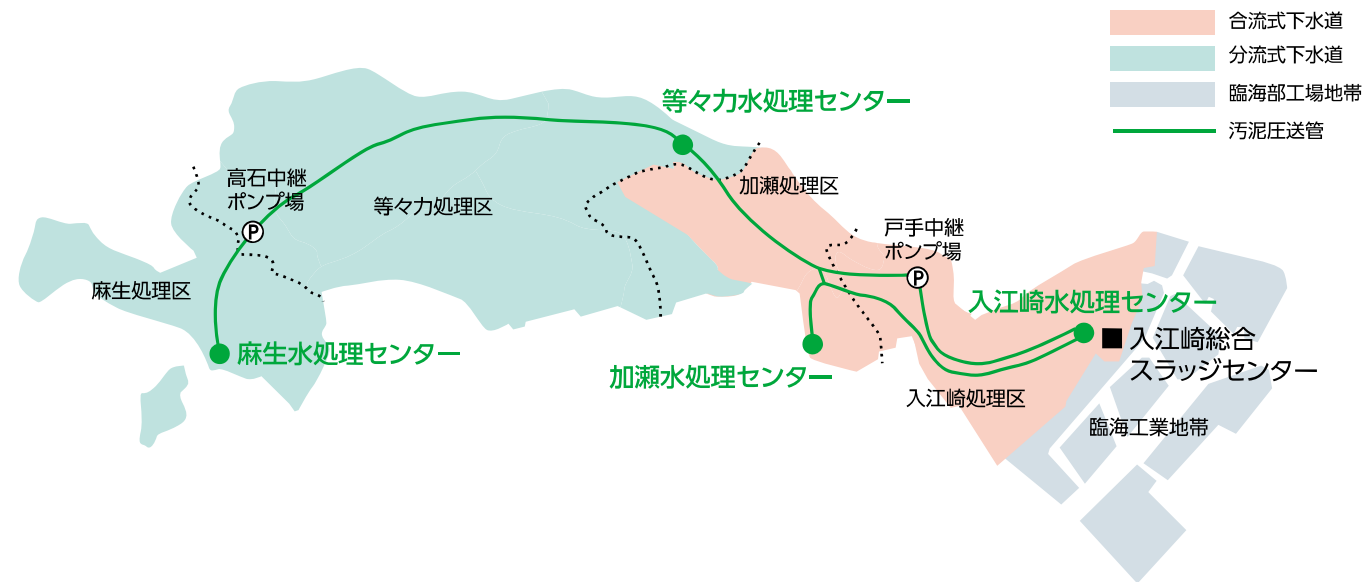
一方、下水道の役割は時代の変化とともに多様化してきており、高度処理の導入や合流式下水道(*)の改善による公共用水域の水質保全、老朽化した施設の再整備・再構築、地震対策、都市化の進展に伴う浸水対策、資源・エネルギーの有効利用などへの積極的な取組が求められています。

*下水道には、雨水と生活排水(トイレや洗濯の排水)を一つの下水管に流す合流式と、別々の下水管に流す分流式があります。



下水道の施設

下水管によって集められた下水は、ポンプ場を経由し、汚水は、水処理センター(下水処理場)できれいな水にし、公共用水域に放流されます。雨水は公共用水域に直接放流するほか、合流式下水道では、公共用水域の水質保全などを目的に雨水滞水池や貯留管に一時貯留し、水処理センターで処理した上で放流しています。また、下水処理の過程で発生する汚泥は、スラッジセンター(焼却施設)に集約し焼却しています。



名称	入江崎処理区	加瀬処理区	等々力処理区	麻生処理区	計
計画処理面積 (ha)	2,007	1,871	5,490	1,920	11,288
計画処理人口 (人)	322,700	318,900	681,500	143,200	1,466,300
排除方式	合流式	合流式・一部分流式	分流式	分流式	—



入江崎水処理センター

昭和36年9月に運転を開始しました。処理区域は、川崎区の全域と幸区・中原区の一部からなり、合流式で処理しています。高級処理施設としては、神奈川県下で最も古い下水処理場です。平成14年度に東系の一部で高度処理施設が完成し、その処理水は臨海部のゼロ・エミッション工業団地内で有効利用されています。



等々力水処理センター

昭和57年11月に運転を開始しました。中原区・宮前区・高津区・多摩区・麻生区にわたる多摩川右岸を処理区域とし、分流式によって処理しています。等々力緑地内に建設された、完全地下式の下水処理施設です。平成15年度に一部高度処理施設が完成し、その処理水は江川せせらぎ水路の水源として有効利用しています。



入江崎総合スラッジセンター

平成7年11月に運転を開始しました。汚泥処理の効率化を図るため、市内4か所の水処理センターから発生する汚泥を受け入れ、集中焼却処理を行っています。この処理工程から発生する余熱エネルギーは、温水プールに活用しています。また、焼却灰については、全量をセメント原料として有効利用しています。



加瀬水処理センター

昭和48年11月に運転を開始しました。多摩川と矢上川・鶴見川にはさまれた幸区、中原区、高津区・宮前区の一部からなる区域を合流式及び分流式で処理しています。施設上部は、通常時は多目的広場として、災害時には緊急時避難場所として利用されます。



麻生水処理センター

平成元年3月に運転を開始しました。麻生区の大部分を分流式で処理しています。平成12年12月に、高度処理施設が一部完成し供用を開始しています。施設の周辺には遊歩道などを配置し、施設上部も多目的広場として開放しています。

4 川崎市水道事業の中期計画の概要（平成26年度～平成28年度）

「川崎市水道事業の中長期展望」、「川崎市水道事業の再構築計画」及び東日本大震災を踏まえた震災対策を計画的、着実に進めるための、今後3か年の中期計画として位置付けています。

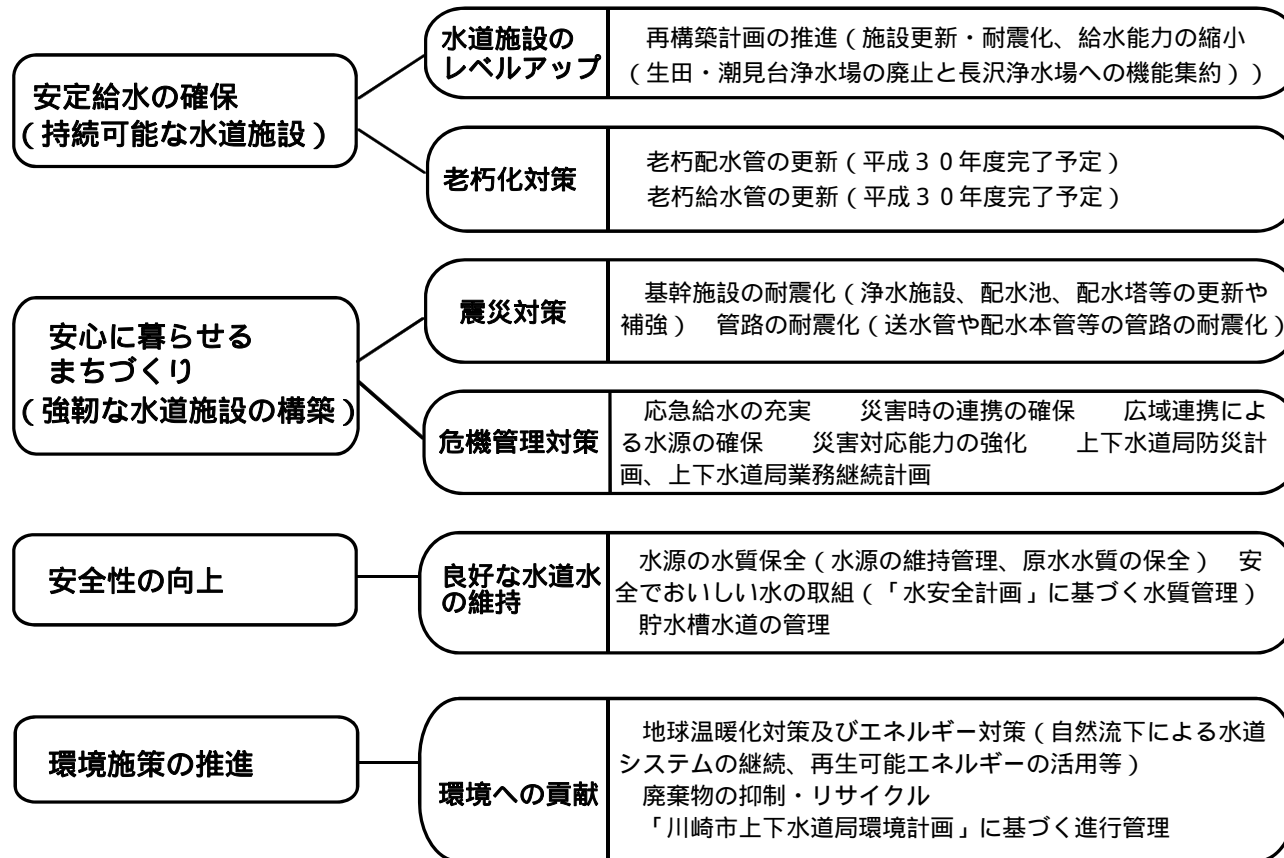
【基本方針 1】 強くしなやかな水道への転換と環境への配慮

- ・ 長期的かつ安定的な水道サービスを提供するために、水道施設の適切かつ効果的な維持管理と更新を行います。
- ・ 耐震化や災害時のバックアップ体制、復旧体制の構築による強靱な水道を目指します。
- ・ 環境への配慮を行いながら、優先順位や重点化をより考慮した建設投資を実施し、都市基盤施設としての機能の維持向上を図ります。

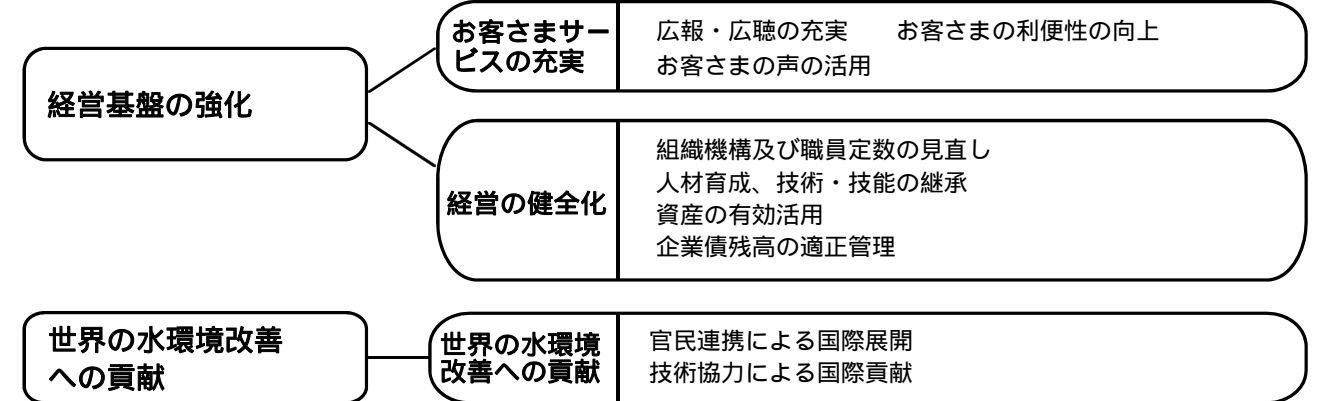
【基本方針 2】 市民生活を守る水道の実現に向けた経営基盤の強化

- ・ お客さまのニーズ等を的確に把握し、信頼される水道事業を継続します。
- ・ 老朽化施設、大規模地震への対応など必要な施設整備を進める際には、事業費や業務量の平準化を図ります。
- ・ 経営の健全性を維持しながら、将来にわたる安全で安定した給水確保に向けて、「再構築計画」をしっかりと進めます。

【施策体系】



【施策体系】



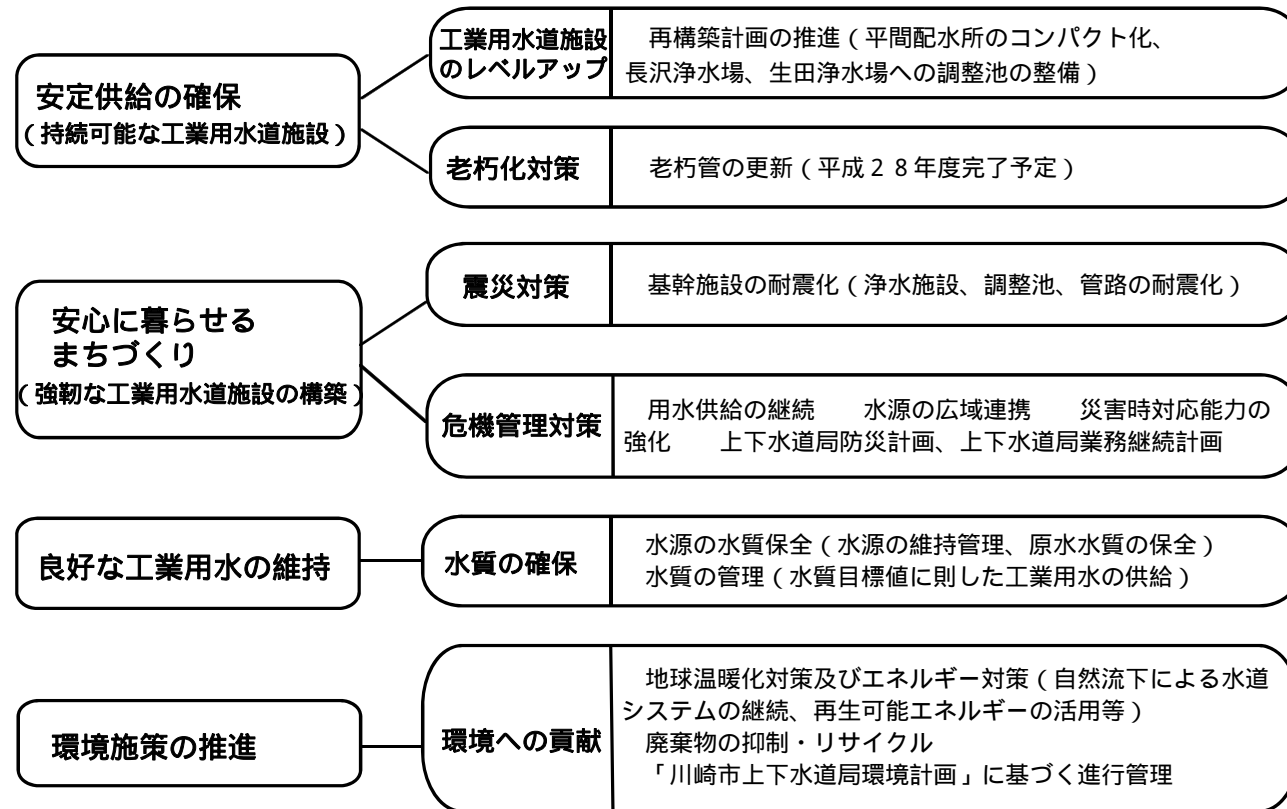
5 川崎市工業用水道事業の中期計画の概要（平成26年度～平成28年度）

「川崎市工業用水道事業の中長期展望」、「川崎市工業用水道事業の再構築計画」及び東日本大震災を踏まえた震災対策を計画的、着実に進めるための、今後3か年の中期計画として位置付けています。

【基本方針 1】 強くしなやかな工業用水道への転換と環境への配慮

- ・ 長期的かつ安定的なサービスを提供するために、工業用水道施設の適切かつ効果的な維持管理と更新を行います。
- ・ 耐震化や災害時のバックアップ体制、復旧体制の構築による強靱な工業用水道を目指します。
- ・ 環境への配慮を行いながら、優先順位や重点化をより考慮した建設投資を実施し、都市基盤施設としての機能の維持向上を図ります。

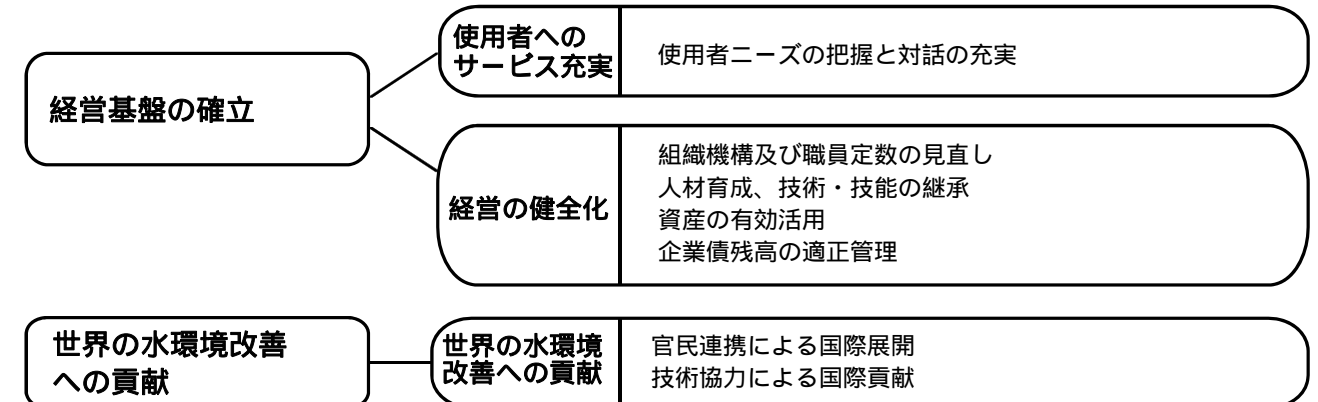
【施策体系】



【基本方針 2】 工業の健全な発達に寄与する安定した経営基盤の確立

- ・ 利用者ニーズ等を的確に把握し、信頼される工業用水道事業を継続します。
- ・ 老朽化施設、大規模地震への対応など必要な施設整備を進める際には、事業費や業務量の平準化を図ります。
- ・ 経営の健全化を維持しながら、将来にわたる安定供給に向けて、「再構築計画」をしっかりと進めます。

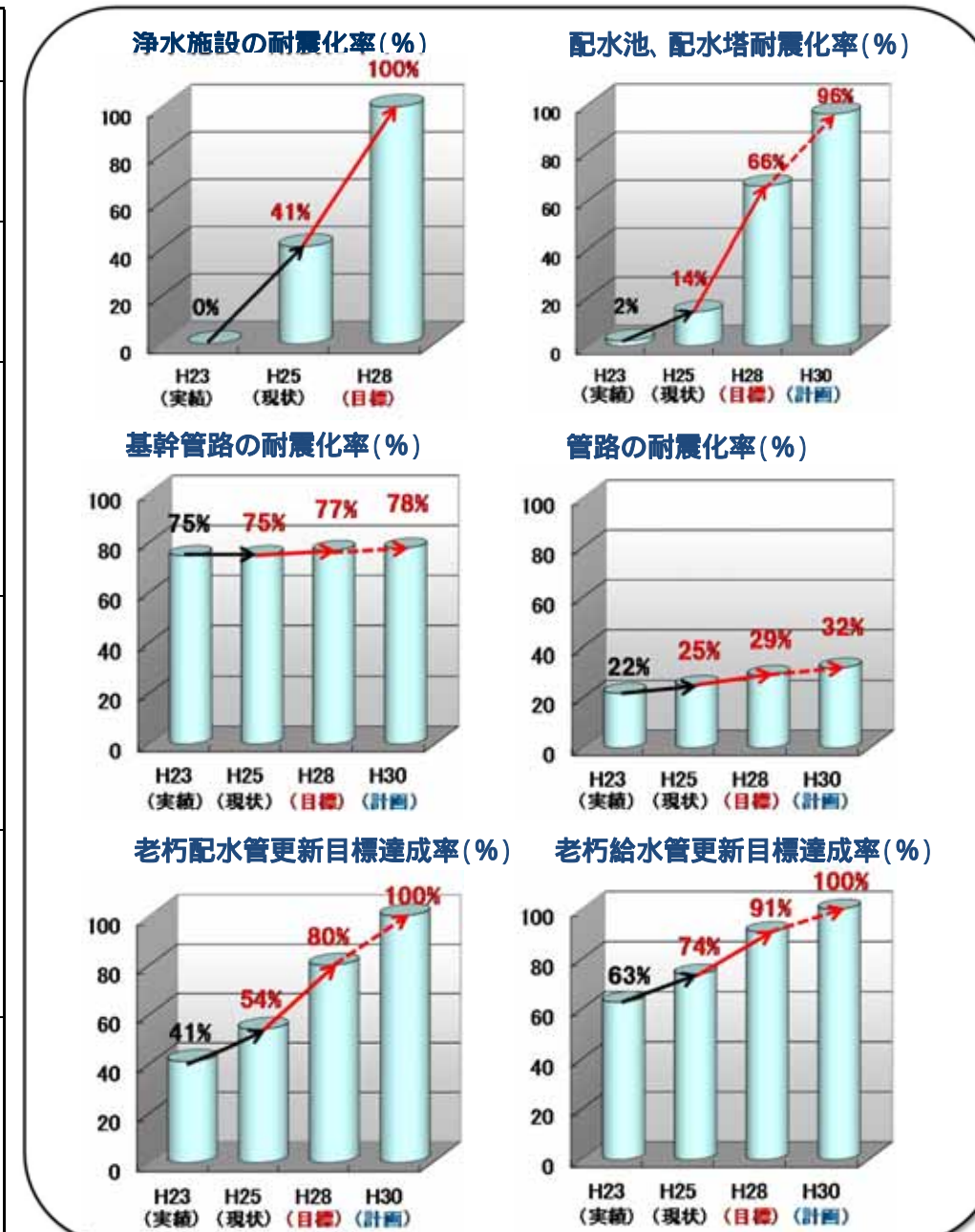
【施策体系】



6 水道事業及び工業用水道事業の施設整備の進捗状況

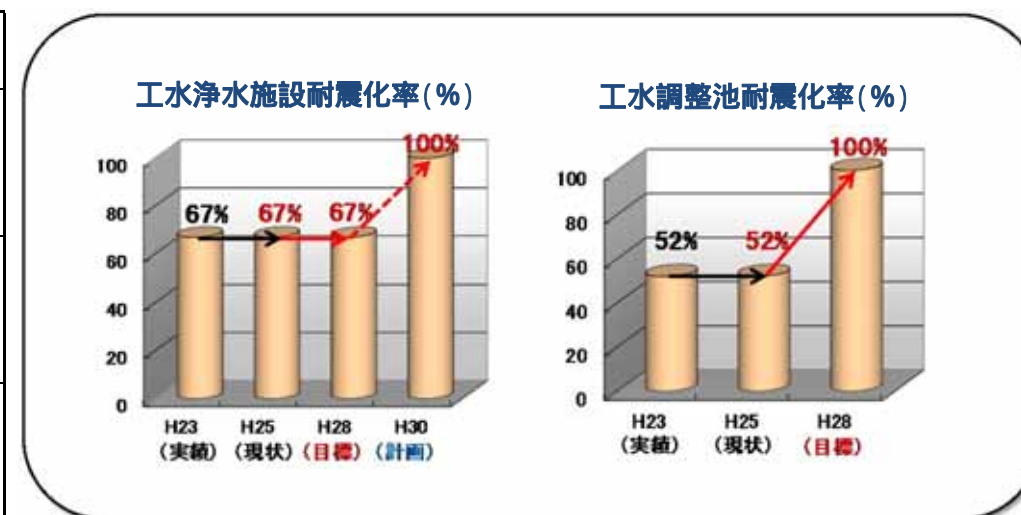
水道事業

施策目標	施策の方向性	施策内容	【平成26～28年度】での主な取組内容	備考
安定給水の確保	水道施設のレベルアップ	再構築計画の推進	・給水能力を758,200m ³ /日へダウンサイジング ・生田配水池の更新工事の推進 ・長沢浄水場第2期工事の推進	・再構築事業完了(H28) ・生田配水池更新完了(H27) ・長沢浄水場第2期工事完了(H27)
	老朽化対策	老朽配水管の更新	・老朽配水管の更新	・老朽配水管更新目標達成率 (H25:54% H28:80%) ・老朽配水管更新完了(H30)
		老朽給水管の更新	・老朽給水管の解消 ・鉛製給水管の解消	・老朽給水管更新目標達成率 (H25:74% H28:91%) ・老朽給水管更新完了(H30) ・鉛製給水管更新完了(H28) (権利関係が複雑な一部私道を除く。)
安心して暮らせるまちづくり	震災対策	基幹施設の耐震化	・鷺沼配水池、黒川配水池の耐震補強工事の推進 ・未吉配水池、宮崎配水塔の更新工事の推進 ・自家発電設備の整備の推進 ・2号配水本管布設替工事(鶴見川水管橋)の推進	・浄水施設の耐震化率 (H25:41% H27:100%) ・自家発電設備整備完了(H27) ・配水池、配水塔耐震化率 (H25:14% H30:96%)
		管路の耐震化	・送水管や配水本管等の基幹管路の耐震化 ・老朽管更新等の管路工事の実施に併せた耐震化	・基幹管路耐震化率 (H25:75% H28:77%) ・管路耐震化率 (H25:25% H28:29%)
	危機管理対策	応急給水の充実	・開設不要型応急給水拠点の整備の推進 ・災害時の水量確保	・応急給水拠点全138箇所整備完了 ・開設不要型応急給水拠点の整備件数 配水池、配水塔への設置 (H25:0箇所 H28:5箇所) 小中学校への設置 (H25:0箇所 H28:30箇所)



工業用水道事業

施策目標	施策の方向性	施策内容	【平成26～28年度】での主な取組内容	備考
安定供給の確保	工業用水道施設のレベルアップ	再構築計画の推進	・稲田取水所ポンプ設備更新工事の推進 ・平間配水所更新工事の推進	・稲田取水所施設整備完了(H26) ・工水調整池耐震化完了(H27) ・再構築施設整備完了(H28)
	老朽化対策	導送配水施設の更新	・老朽配水管の更新	・老朽配水管更新完了(H28) ・工水管路の耐震化率 (H25:94% H28:97%)
安心して暮らせる	震災対策	基幹施設の耐震化	・長沢浄水場第2沈でん池耐震補強工事等の推進 ・自家発電設備の整備の推進	・工水浄水施設の耐震化率 (H25:67% H28:67%) ・工水調整池耐震化完了(H27) ・自家発電設備整備完了(H26)



7 川崎市下水道事業の中期計画の概要（平成26年度～平成28年度）

「川崎市下水道基本構想」及び東日本大震災を踏まえた震災対策を計画的、着実に進めるための、今後3か年の中期計画として位置付けています。

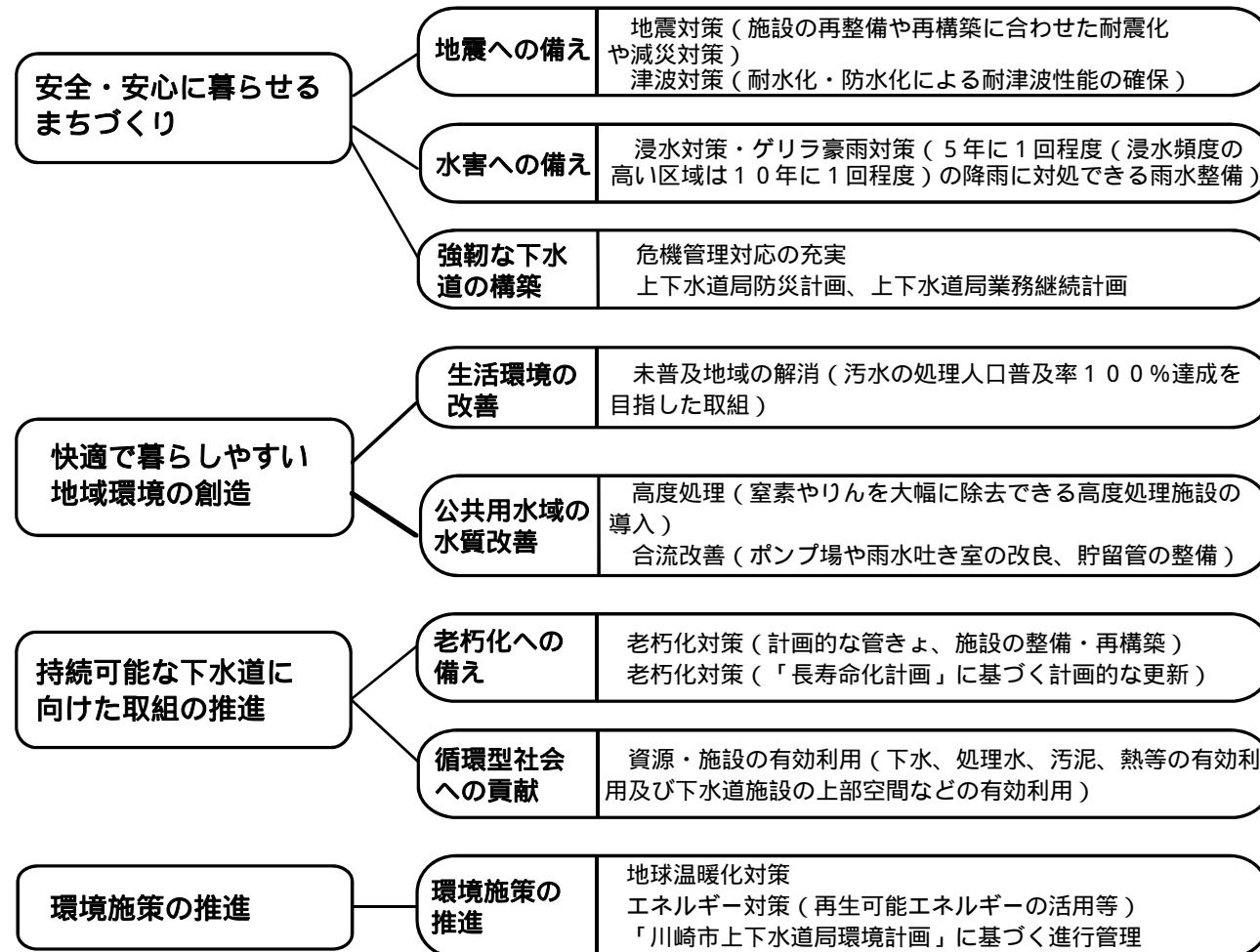
【基本方針 1】 強くしなやかな下水道への転換と環境への配慮

- ・災害時においても下水道機能が確保できるよう施設の耐震化を進めるとともに、近年、都市域において増加傾向にある短時間に局地的に降る大雨に対して、関係局と連携した対策を進めます。
- ・下水道未普及地域の解消はもとより、閉鎖性水域である東京湾の水質改善のため、合流式下水道の改善や高度処理の普及を推進します。
- ・下水道施設の老朽化対策にあたっては、予防保全的な維持管理による長寿命化を推進し、環境に配慮しながら効率的、効果的に再整備、再構築を進めます。

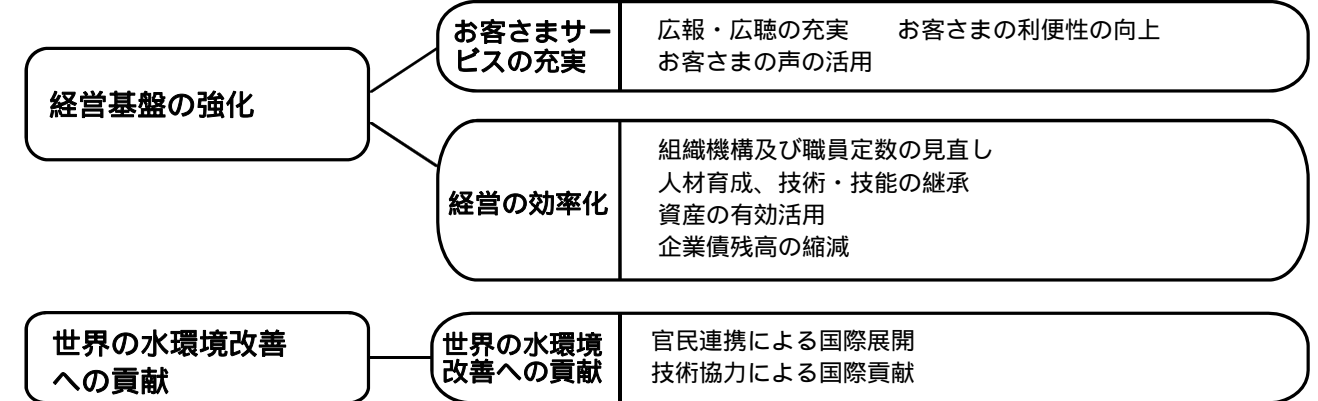
【基本方針 2】 市民生活を守る下水道の実現に向けた経営基盤の強化

- ・お客様のニーズ等を的確に把握し、信頼される下水道事業を継続します。
- ・老朽化施設、大規模地震への対応など必要な施設整備を進める際には、事業費や業務量の平準化を図ります。
- ・経営の健全性を維持しながら、施設の再構築等をしっかり進めます。

【施策体系】



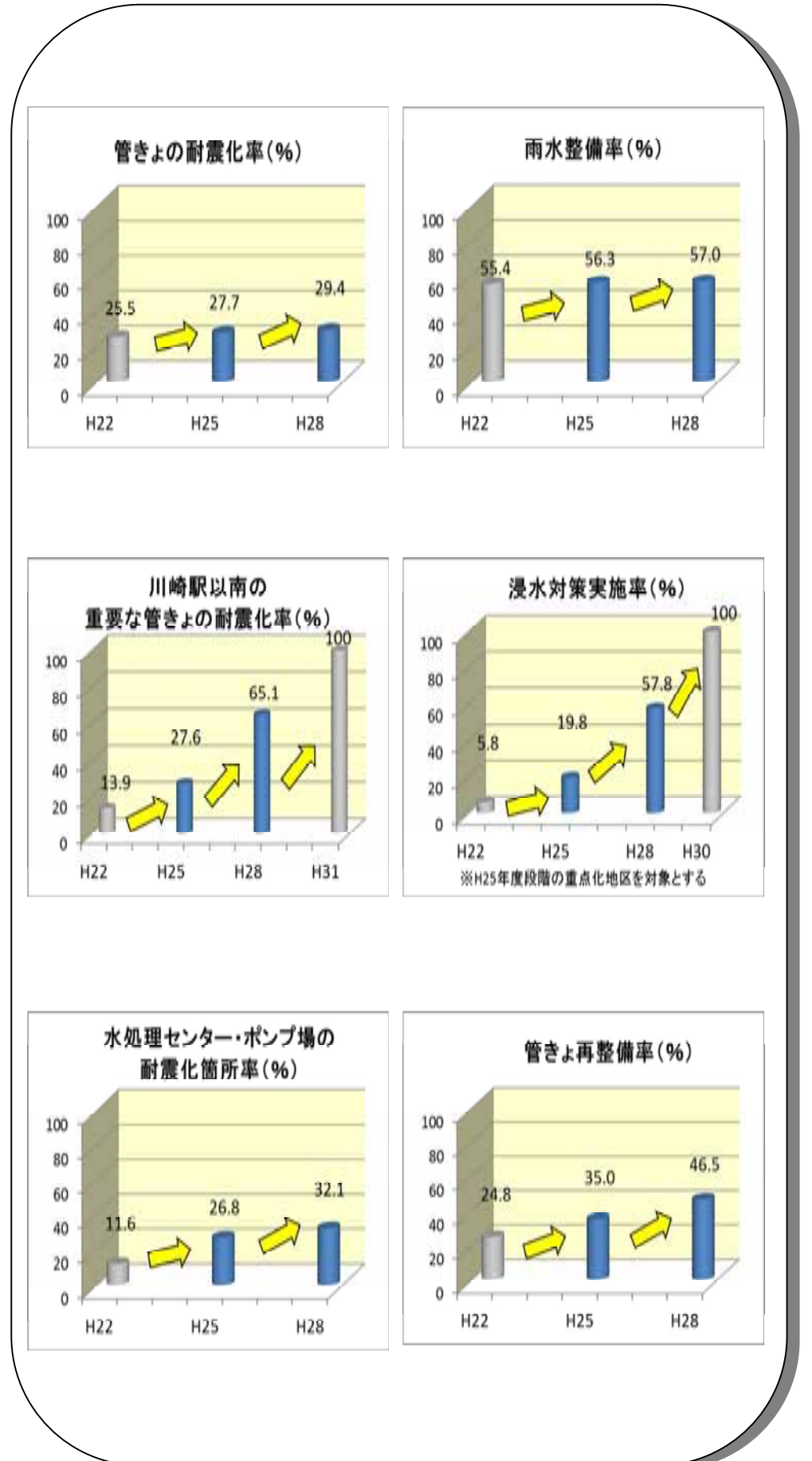
【施策体系】



8 下水道事業の施設整備の進捗状況

下水道事業

施策目標	施策の方向性	施策	【平成26～28年度】での主な取組内容
安全・安心に暮らせるまちづくり	地震への備え	地震対策	川崎駅以南の地域の重要な管きよの耐震化の推進 川崎駅以北の地域の重要な管きよの耐震診断の推進 各ポンプ場の地震時における揚水機能確保の推進 各水処理センターの地震時における揚水機能確保の推進
		津波対策	大師河原ポンプ場等の津波対策の推進 入江崎水処理センター・入江崎総合スラッジセンターの津波対策の推進
	水害への備え	浸水対策	浸水実績の多い宮崎地区、丸子地区、大師河原地区等における浸水対策の推進 大師河原貯留管の整備の推進 大師河原貯留管送水ポンプ棟の整備の推進
快適で地域環境の創造	生活環境の改善	未普及地域の解消	多摩美地区、登戸土地区画整理地区等における汚水管の整備の推進
	公共用水域の水質改善	高度処理	入江崎水処理センター西系再構築事業の推進・東系反応タンク改造の推進 等々力水処理センター流量調整池築造、反応タンク改造の推進
		合流改善	大師河原貯留管の整備の推進 大師河原貯留管送水ポンプ棟の整備の推進 各ポンプ場における夾雑物除去スクリーン設置の推進
持続可能な下水道に向けた取組の推進	老朽化への備え	老朽化対策(再整備・再構築)	老朽化した管きよの再整備(川崎区・幸区)の推進 渡田ポンプ場雨水施設の再構築の推進 入江崎水処理センター西系再構築事業の推進
		老朽化対策(長寿命化)	長寿命化計画に基づいた各ポンプ場設備の老朽化対策の推進 長寿命化計画に基づいた各水処理センター設備の老朽化対策の推進
	循環型社会への貢献	資源・施設の有効利用	脱水汚泥の燃料化物としての活用の調査・検討 入江崎水処理センター西系再構築 期事業に合わせた上部空間の活用検討
環境施策の推進	環境施策の推進	地球温暖化対策	各ポンプ場における温室効果ガス排出量の多い設備の更新 入江崎総合スラッジセンター汚泥焼却炉の高温焼却化 各水処理センターにおける温室効果ガス排出量の多い設備の更新
		エネルギー対策	LED照明などの省エネ機器の導入 軸浮上式ターボブロワなどの高効率機器の導入



9 水源水量・給水能力・処理能力・業務状況等

(平成26年3月31日現在)

(1) 水道事業

水源水量・給水能力

(単位 $\text{m}^3/\text{日}$)

水系別	浄水場別	水源水量	給水能力
相模川表流水	長沢浄水場	422,000	217,000
地下水	生田浄水場	100,000	93,000
酒匂川表流水	企業団	495,200	505,600
相模川表流水	西長沢浄水場	10,400	
計		1,027,600	815,600

業務状況

区 分	平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(決算)
総人口(人)	1,426,777	1,432,374	1,440,474
現在給水人口(人)	1,426,713	1,432,310	1,440,416
普及率(%)	99.99	99.99	99.99
給水柱数(柱)	686,675	691,424	700,482
配水量($\text{m}^3/\text{年}$)	188,481,100	186,693,900	184,894,500
有収水量($\text{m}^3/\text{年}$)	169,055,881	166,270,478	166,673,894
1日給水能力(m^3)	989,900	989,900	815,600
1日平均配水量(m^3)	516,387	510,093	506,560
施設利用率(%)	52.2	51.5	62.1
有収率(%)	89.7	89.1	90.2
配水管延長(m)	2,383,420	2,388,475	2,394,004
職員数(人)	666	655	618
水道料金収入(千円) 税抜額	25,446,954	24,720,383	24,634,165

(2) 工業用水道事業

水源水量・給水能力

(単位 $\text{m}^3 / \text{日}$)

水系別	浄水場別	水源水量	給水能力
相模川表流水	長沢浄水場	241,000	235,000
多摩川表流水	生田浄水場	200,000	195,000
地下水		50,000	50,000
水道事業からの受水		40,000	40,000
計		531,000	520,000

業務状況

区 分	平成 2 2 年度(決算)	平成 2 3 年度(決算)	平成 2 4 年度(決算)
給水会社 (社)	59	59	59
工場数 (工場)	82	82	81
契約水量 ($\text{m}^3 / \text{年}$)	188,923,870	189,394,020	188,844,900
配水量 ($\text{m}^3 / \text{年}$)	146,205,300	147,467,600	147,606,400
使用水量 ($\text{m}^3 / \text{年}$)	145,267,292	146,146,181	145,706,471
1 日給水能力 (m^3)	520,000	520,000	520,000
1 日平均配水量 (m^3)	400,562	402,917	404,401
施設利用率 (%)	77.0	77.5	77.8
有効水量率 (%)	99.4	99.1	98.7
配水管延長 (m)	46,360	46,218	46,198
職員数 (人)	99	99	99
工業用水道料金収入 (千円) 税抜額	6,921,326	6,960,331	6,959,347

(3) 下水道事業

処理能力等
水処理施設

処理区	計画面積 (ha)	排除方式	計画処理能力 (m^3 /日)	ポンプ場数
入江崎	2,007	合流式	318,600	9
加瀬	1,871	合流式 (一部分流式)	168,900	7
等々力	5,490	分流式	313,900	2
麻生	1,920	分流式	62,800	1
計	11,288		864,200	19

汚泥集約処理施設

名称	入江崎総合スラッジセンター	計画処理能力	120 t・DS/日

DSは乾燥固形物量

業務状況

区 分	平成22年度(決算)	平成23年度(決算)	平成24年度(決算)
処理人口(人)	1,417,133	1,422,885	1,431,113
人口普及率(%)	99.3	99.3	99.4
処理面積(ha)	10,663	10,677	10,683
水洗化対象件数(件)	659,941	664,297	669,787
水洗化件数(件)	653,466	659,357	665,292
水洗化率(%)	99.0	99.3	99.3
処理水量(m^3)	206,489,068	198,888,789	197,576,485
1日平均処理水量(m^3)	565,724	543,412	541,305
処理能力(m^3 /日)	970,500	976,500	918,000
有収水量(m^3)	148,901,838	146,798,176	147,599,311
管きょ布設延長(m)	3,034,960	3,054,206	3,073,474
職員数(人)	423	419	415
下水道使用料収入(千円) 税抜額	22,987,932	22,476,669	22,400,100

財政状況

参考

(1) 水道事業会計 財政状況(税込)

(単位 百万円)

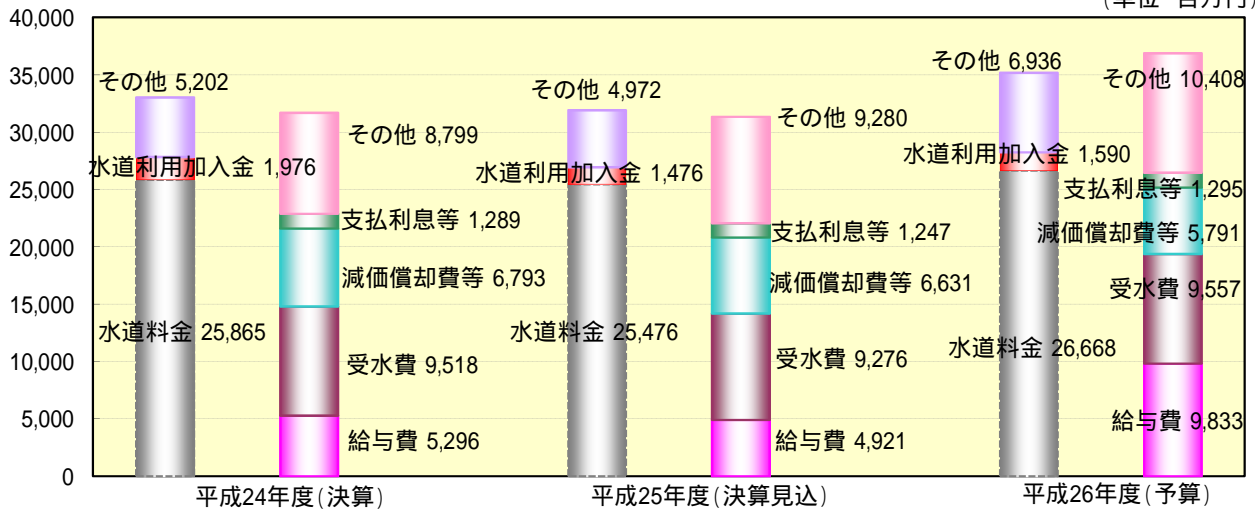
	平成24年度(決算)	平成25年度(決算見込)	平成26年度(予算)
収益的収入	33,043	31,924	35,194
収益的支出	31,695	31,355	36,884
収支差引(A)	1,348	569	1,690
当年度純利益損失	819	31	2,384
資本的収入	4,591	4,200	4,605
資本的支出	14,395	14,879	15,019
収支差引(B)	9,804	10,679	10,414
補てん財源等(C)	8,436	6,962	8,362
当年度資金過不足額(A)+(B)+(C)	20	3,148	3,742
累積資金過不足額	12,548	9,400	5,657

1 累積資金過不足額に退職給付引当金等を含む(平成24年度1,656百万円、平成25年度1,929百万円、平成26年度5,271百万円)。

2 端数調整なし

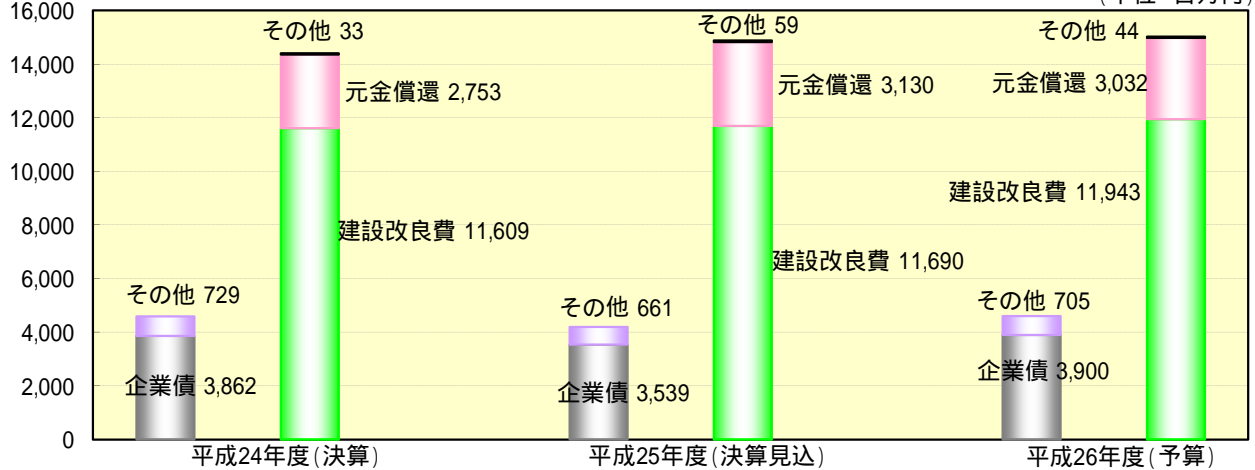
収益的収支

(単位 百万円)



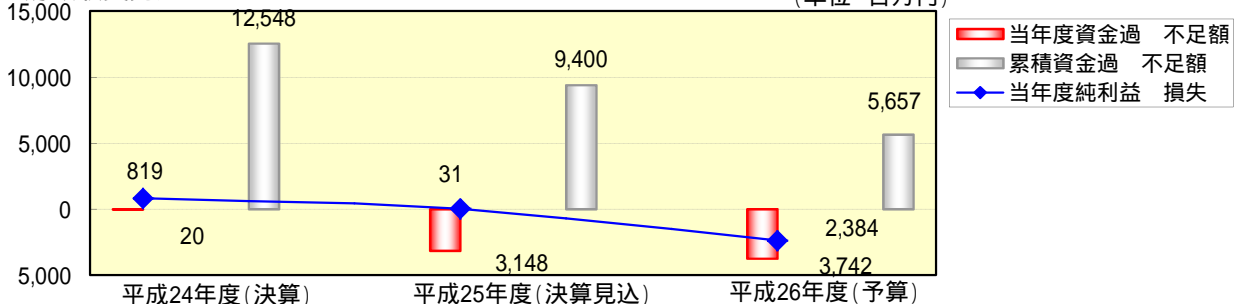
資本的収支

(単位 百万円)



財政収支見通し

(単位 百万円)



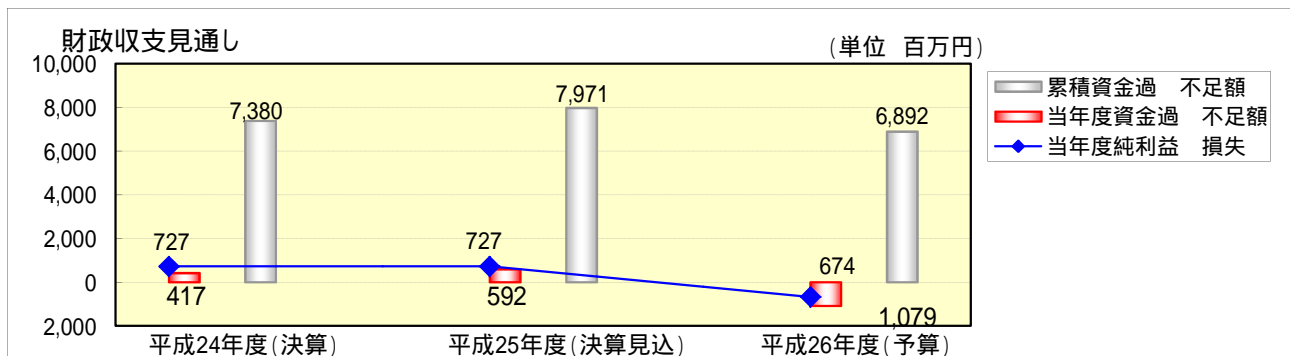
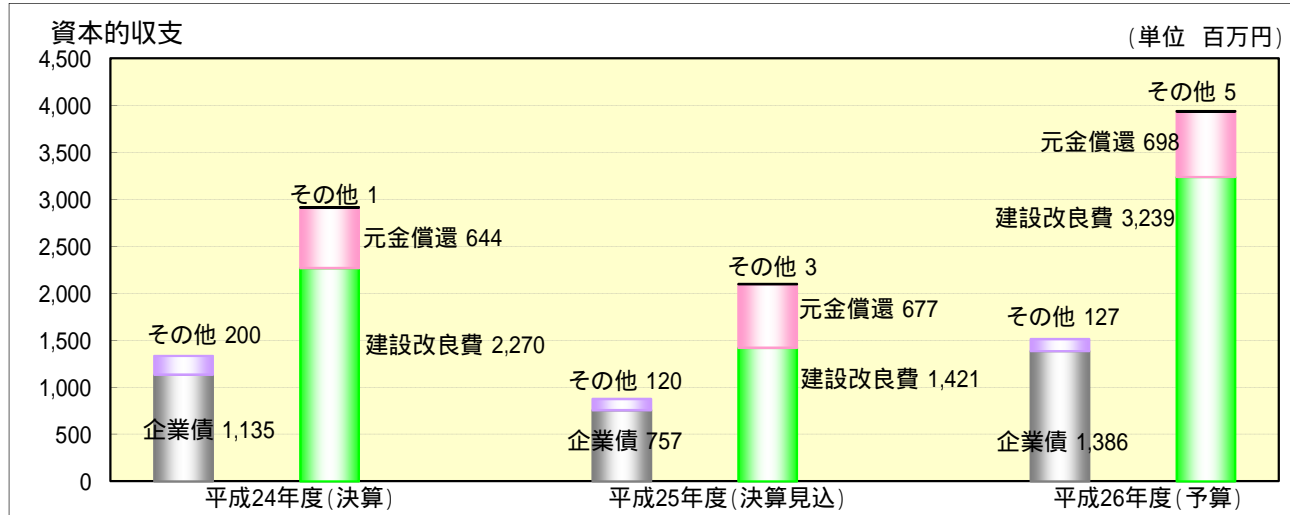
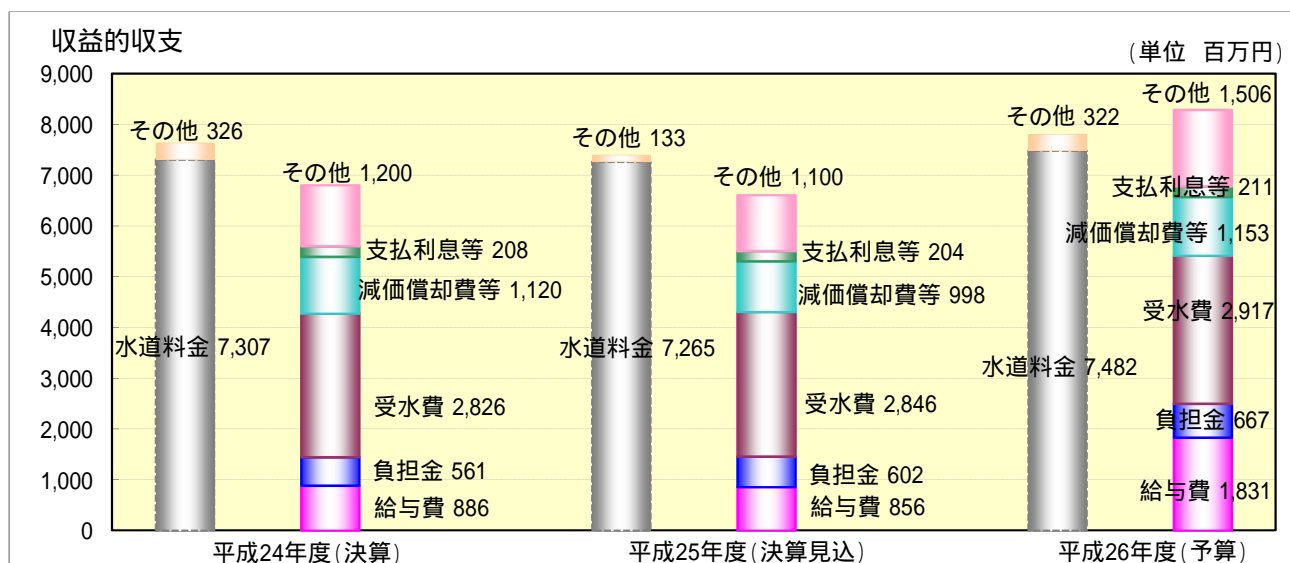
(2)工業用水道事業会計 財政状況(税込)

(単位 百万円)

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算見込)	平成26年度(予算)
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	7,633	7,398	7,804
	収 益 的 支 出	6,801	6,606	8,285
	収 支 差 引 (A)	832	792	481
当 年 度 純 利 益 損 失		727	727	674
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1,335	877	1,513
	資 本 的 支 出	2,915	2,101	3,942
	収 支 差 引 (B)	1,580	1,224	2,429
補 て ん 財 源 等 (C)		1,165	1,024	1,831
当 年 度 資 金 過 不 足 額 (A)+(B)+(C)		417	592	1,079
累 積 資 金 過 不 足 額		7,380	7,971	6,892

1 累積資金過不足額に退職給付引当金(平成24年度45百万円、平成25年度46百万円、平成26年度905百万円)を含む。

2 端数調整なし



(3) 下水道事業会計 財政状況(税込)

(単位 百万円)

		平成24年度(決算)	平成25年度(決算見込)	平成26年度(予算)
収益的 収支	収益的収入	37,915	37,777	45,969
	収益的支出	36,378	35,339	44,455
	収支差引(A)	1,537	2,438	1,514
当期	純利益	858	1,295	685
資本的 収支	資本的収入	35,712	53,807	47,398
	資本的支出	52,784	71,001	64,700
	収支差引(B)	17,072	17,194	17,302
補てん財源等(C)		16,393	16,051	16,473
当年度資金過不足額(A)+(B)+(C)		858	1,295	685
累積資金過不足額		1,617	2,338	2,557

1 累積資金過不足額に退職給付引当金(平成26年度392百万円)を含む。

2 退職給付引当金は平成26年度から5年で分割して計上する。

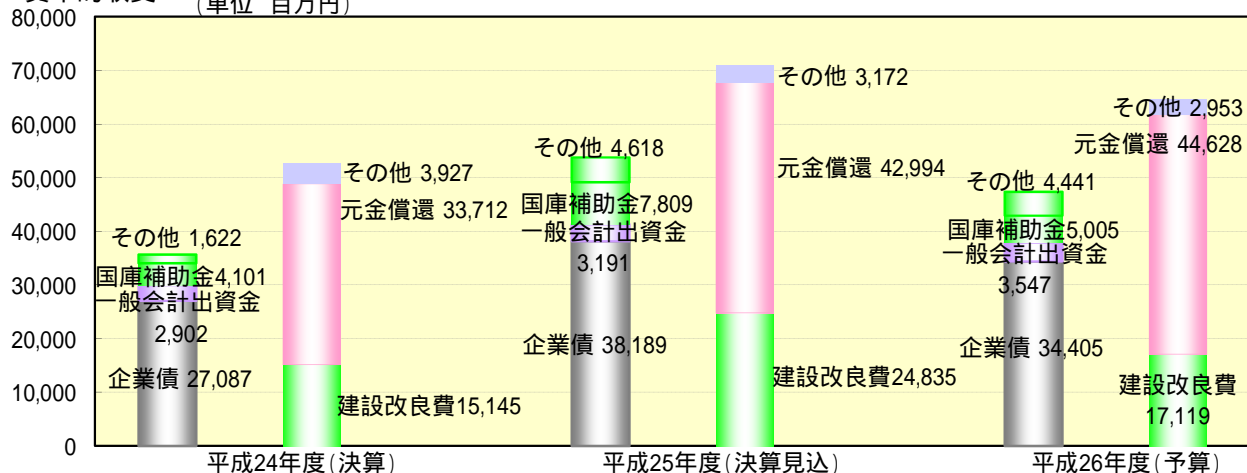
収益的収支

(単位 百万円)



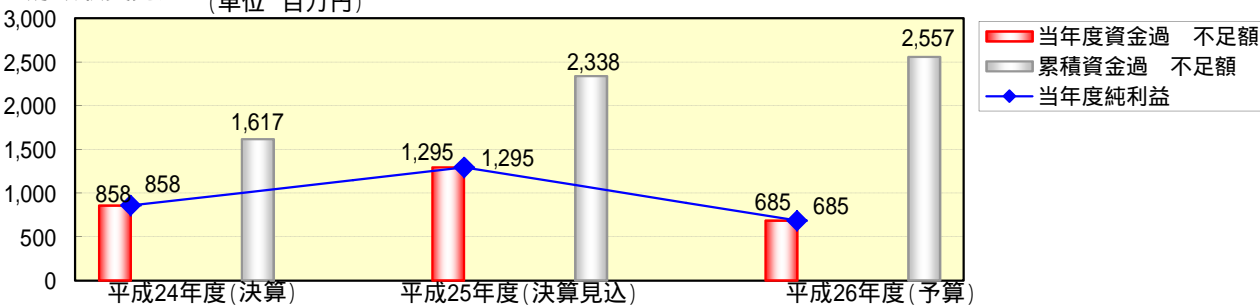
資本的収支

(単位 百万円)



財政収支見通し

(単位 百万円)



水道料金・下水道使用料等について

水道料金（平成26年4月1日適用）

（1）専用給水装置（1か月につき）

基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）		
使用水量 8立方メートル まで 530円	8立方メートルを超え	10立方メートルまでの分	95円
	10立方メートルを超え	20立方メートルまでの分	139円
	20立方メートルを超え	25立方メートルまでの分	185円
	25立方メートルを超え	30立方メートルまでの分	194円
	30立方メートルを超え	50立方メートルまでの分	209円
	50立方メートルを超え	100立方メートルまでの分	253円
	100立方メートルを超え	200立方メートルまでの分	278円
	200立方メートルを超え	500立方メートルまでの分	329円
	500立方メートルを超え	1,000立方メートルまでの分	343円
		1,000立方メートルを超える分	

ただし、公衆浴場の超過料金については、1立方メートルにつき46円とする。
共同住宅及びこれに類するもの（以下「共同住宅等」という。）で、メーターを共用するものの料金は、使用者の申請により、当該共同住宅等の戸数に応じて算定することができる。

（2）前号の規定にかかわらず、本市工業用水道事業の水源として給水する場合の料金は、1立方メートルにつき185円とする。

（3）共用給水装置（1か月につき）

基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）
使用水量1戸5立方メートルまで 260円	46円

平成22年4月1日から平成28年3月31日までの使用に係る料金は、上記により算出した額からさらに50円を差引いた額とする。

水道料金は、上記により算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。

平成26年3月31日以前から継続して使用している場合、経過措置として平成26年4月1日以降の一回目の検針分に限り従前の、100分の105を乗じて得た額を適用とする。

水道利用加入金（昭和26年4月1日適用）

メーターの口径	金 額	
	新設工事	改造工事
13ミリメートルから 25ミリメートルまで	150,000円	改造後のメーター口径に応ずる中欄に掲げる額と改造前のメーターの口径に応ずる中欄に掲げる額との差額とする。
40ミリメートル	1,250,000円	
50ミリメートル	1,950,000円	
75ミリメートル	4,450,000円	
100ミリメートル	7,950,000円	
150ミリメートル	17,950,000円	
150ミリメートルを 超えるもの	管理者が別に定める額	

共同住宅等の給水装置の新設工事、改造工事及び増設工事（共同住宅等の戸数が増加したため必要となったものに限る。）の申込者から、当該共同住宅等の戸数（改造工事及び増設工事後戸数が増加する場合は、増加する戸数）1戸につき150,000円を加入金として徴収する。

水道利用加入金は、工事申込者（個人）が、引き続き3年以上本市の区域内に住所を有し、自ら居住する建築物に、メーター口径25ミリメートル以下の給水装置を設置するときは、徴収しない。

工業用水道事業の水源として給水する場合については、加入金を徴収しない。

水道利用加入金は、上記の表により算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。

工業用水道料金（平成26年4月1日適用）

基本料金	責任消費水量	1立方メートルにつき	34円40銭
使用料金	責任消費水量のうち使用した水量	1立方メートルにつき	2円30銭
超過料金		1立方メートルにつき	60円30銭

工業用水道料金は、上記の表により算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。

下水道使用料（平成26年4月1日適用）

（1）一般汚水（1か月）

基本額	超過額（1立方メートルにつき）		
排出汚水量 8立方メートル まで 660円	8立方メートルを超え	10立方メートルまでの分	10円
	10立方メートルを超え	20立方メートルまでの分	128円
	20立方メートルを超え	30立方メートルまでの分	164円
	30立方メートルを超え	50立方メートルまでの分	242円
	50立方メートルを超え	100立方メートルまでの分	303円
	100立方メートルを超え	200立方メートルまでの分	364円
	200立方メートルを超え	600立方メートルまでの分	393円
	600立方メートルを超え	2,000立方メートルまでの分	422円
	2,000立方メートルを超え	5,000立方メートルまでの分	446円
	5,000立方メートルを超える分		475円

一般汚水とは、公衆浴場汚水、共用汚水以外の汚水である。

（2）公衆浴場汚水（1か月）

基本額	超過額（1立方メートルにつき）
排出汚水量10立方メートルまで 110円	11円

公衆浴場汚水とは、公衆浴場の営業の用に供して生じた汚水である。

（3）共用汚水（1か月）

基本額	超過額（1立方メートルにつき）
排出汚水量1戸5立方メートルまで 60円	12円

共用汚水とは、水道の給水装置（蛇口）を共用して生じた汚水である。

下水道使用料は、上記の表により算出した額に100分の108を乗じて得た額とする。

平成26年3月31日以前から継続して使用している場合、経過措置として平成26年4月1日以降の一回目の検針分に限り従前の、100分の105を乗じて得た額を適用とする。